

平成30年 2 月長野県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成30年 2 月19日（月曜日）

平成30年 2 月19日（月） N O S A I 長野会館 6 階大会議室

午後 2 時00分 開会、開議

午後 3 時33分 閉議、閉会

出席議員（12名）

2 番	牛越 徹
3 番	花岡利夫
4 番	井出高明
5 番	唐木一直
6 番	竹節義孝
7 番	小林義直
8 番	池田国昭
9 番	上條俊道
13番	下平豊久
14番	北村利幸
15番	久保田三代
16番	永原和男

欠席議員（4名）

1 番	牧野光朗
10番	加治木今
11番	高橋良衛
12番	嶋崎稔夫

説明のために出席した者

広域連合長	藤原忠彦
副広域連合長	小口利幸
副広域連合長	羽田健一郎
事務局長	吉岡広幸
会計管理者	須山浩明
業務課長	関 政雄
総務係長	両角啓之
企画財務係長	六井雄三
システム係長	小川寛之
担当係長（保険料）	岩波 洋
給付係長	田中智浩
担当係長（保健事業）	太田辰彦

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	下條広行
議会事務局書記	佐藤久美
議会事務局書記	篠原靖志

議事日程

- 会期の決定
 - 会議録署名議員の指名
 - 諸般の報告
 - 一般質問
 - 議案第1号 長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
 - 理事者説明
 - 質疑、討論、採決
 - 議案第2号 長野県後期高齢者医療広域連合債権管理条例
 - 理事者説明
 - 質疑、討論、採決
 - 議案第3号 平成30年度長野県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
 - 理事者説明
 - 質疑、討論、採決
 - 議案第4号 平成30年度長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
 - 理事者説明
 - 質疑、討論、採決
- 会議に付した事件
- 議事日程記載事件のとおり

午後 2時00分 開会

議長（小林義直君） 定刻になりましたので、会議を開きます。

ただいまのところ、出席議員数は12名でございます。

会議の定足数に達しておりますので、これより平成30年2月長野県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

◎ 会期の決定

議長（小林義直君） これより本日の会議を開きます。

初めに、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、本日1日といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林義直君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の議事日程のとおりでございます。

すので、よろしくお願いいたします。

◎ 会議録署名議員の指名

議長（小林義直君） 次に、会議録署名議員を指名申し上げます。

2 番牛越徹議員、14 番北村利幸議員の 2 名を指名いたします。

◎ 諸般の報告

○ 現金出納検査結果及び定期監査結果

議長（小林義直君） この際、諸般の報告をいたします。

本日、議場配付いたしましたとおり、監査委員において、平成29年10月から12月分までの各月の現金出納検査及び平成29年度定期監査が実施され、その結果について議長宛てに報告がありましたので、写しを配付しております。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎ 広域連合長あいさつ

議長（小林義直君） ここで定例会招集に当たり、藤原広域連合長から挨拶がございます。

藤原広域連合長。

広域連合長（藤原忠彦君） 本日、2 月定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様には大変御多忙にもかかわらず御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。開会に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

後期高齢者医療制度は、平成30年度で発足から11年目を迎えますが、その間、高齢化の進行等により、国の平成30年度予算ベースで見ますと、制度発足時と比較しまして、後期高齢者の医療費は約1.5倍の17兆2,000億円、被保険者数が約1.3倍の1,753万人となることが見込まれています。

同様に、当広域連合におきましても、平成30年度予算ベースで、医療費が約1.3倍の2,891億円、被保険者数が約1.2倍の34万7,000人と見込んでおります。1 人当たり医療費につきましては、平成2年度から平成19年度までは全国で最も低い状況でありましたが、その後の本県の1 日当たり入院医療費及び入院受診率の伸び等を要因として、1 人当たり医療費の伸び率が全国平均よりも高く推移しております。平成28年度の速報値では、全国41番目まで上昇している状況であります。いわゆる団塊の世代の方は、既に前期高齢者となり、7 年後の平成37年には全ての方が75歳以上に到達されることから、今後ますます増加することが見込まれる後期高齢者の医療費をどう支えていくのか、当広域連合といたしましても安定した財政運営を確保するため、これまで以上に医療保険者としての機能の強化が求められているところでございます。

こうした中、昨年9 月から進めてまいりました第6 期財政運営期間となります、平成30・31年度の保険料の算定作業におきましては、今後の1 人当たり医療費の動向、被保険者の推移、そして被保険者の所得の状況等について詳細な分析を行った上で、今までに2 回の試算とその内容の国への報告を行ってまいりました。本定例会において、保険料率の改定に関する条例改正をお願いしております。

長野県の1人当たりの医療費は、先ほど申しましたとおり、額としては全国的には依然として低い水準にあるものの、その伸び率は全国平均を上回る高い水準にあるため、平成30・31年度においては最近の状況を踏まえ、前年対比で1.38%の伸びを見込んでおります。また、平成30年度の診療報酬改定が総体として1.19%のマイナス改定となったことを加味した結果、保険料の算定におきましては、1人当たり医療費伸び率を平成30年度で0.19%、平成31年度で1.38%と見込んでおります。加えて、平成29年度からの保険料軽減特例の段階的見直しに伴い、一部の被保険者に係る所得割及び元被扶養者に係る均等割のそれぞれの負担が増えることにより、1人当たり保険料額が増加してきております。一方、被保険者の所得の大半を占める年金額につきましては、今後、年金改革法に基づいてマクロ経済スライドが適用されますことから、平成30・31年度の被保険者1人当たり所得額は、平成28・29年度と比べて0.43%のマイナスと見込んでおります。

御承知のとおり、今回は国による様々な制度見直しが進行している中での保険料の決定となりますので、こうした被保険者の生活実態を十分考慮し、とりわけ低所得者に係る負担増を最小限にとどめるため、剰余金の活用はもちろんのこと、県が管理する財政安定化基金から交付金の投入によりまして、平成30・31年度の保険料率を、前期の保険料率に据え置くこととし、均等割4万907円、所得割率8.30%とするものであります。その結果、保険料軽減措置後の1人当たりの保険料は年額5万7,400円となります。これは、平成28・29年度実績と比較した場合、保険料軽減特例措置の段階的見直しに伴う影響があるため、やむを得ず1,362円の増となるものと見込んでおります。

次に、第2期データヘルス計画の策定について申し上げます。今年度で最終年度となる第1期データヘルス計画に引き続いて、高齢者が地域において、できる限り長く自立した日常生活を送ることができるよう、更なる健康長寿の延伸を目指すため、第2期データヘルス計画の策定作業を進めてまいりました。

この第2期計画は、第1期計画で定めた各保健事業の目標に対する実績評価を行うとともに、新たな医療・健康データ等が得られる健康・医療情報を分析して、本県の健康課題を明確化し、また市町村からのアンケートや意見交換会等でいただいた御意見を参考にし、原案を作成し、パブリックコメント及び運営協議会における御審議・御承認を経て、このほど策定したものであります。

平成28・29年度においては、高齢者の特性である生活習慣病の重症化や加齢に伴う虚弱化といった各課題に応じた保健事業モデル事業として実施してまいりましたが、新年度からは、この計画に基づき、市町村と連携して高齢者の特性に応じた保健事業を積極的に推進するとともに、県内10の医療圏域ごとに開催する市町村の保健・医療・介護担当の保健師の皆さんとの意見交換会を通じて、各市町村の健康情報及び課題を十分に共有することによりまして、現役世代から高齢者まで切れ目のない保健事業をしてまいりたいと考えております。

本日、提出いたしました案件は、長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例ほか3件であります。詳細につきましては、別途御説明申し上げますので、何とぞ慎重に御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。以上、開会に当たりまして、私の御挨拶とさせていただきます。

◎ 一般質問

議長（小林義直君） 日程に従い、一般質問に入ります。

通告がありますので、順次質問を許します。

8 番池田国昭議員。

8 番（池田国昭君） それでは、通告に従って質問をしたいと思います。主には議案第 1 号に関わる内容ですけれども、今回の保険料率等の改定に関連して、実際の負担増がどうなるかということに関してお聞きしたいと思います。

今回の保険料率等の改定の中で、上限額が引き上げられることになっております。先ほどの提案説明の中で、国保が値上げされたのだというお話がございましたが、上限額の引上げに伴い、今まで頭打ちだった方に、今までの上限を超えて納税額というか課税額が引き上がるという影響が、どのくらいの被保険者の方に影響があって、その負担増の金額はどのくらいになるかということをもまず 1 点、聞きたいと思います。

それから、それにも関連しますが、今回、上限額が引き上げられても実際の金額が更に上で、頭打ちで実際には上限額だけで済む方々がどのくらいいらっしゃるのか。そのことについてお伺いをしたいと思います。

次にもう 1 点は、先ほど来、データヘルス計画等の関係等もございましたけれども、今回の改定に当たり、こういう形で保険料率等の改定をした場合に、特に軽減特例の措置が廃止されることによる負担が増えるわけですけれども、そういうことも含めた上で、事前に被保険者の実態調査を行った上での今回の改定なのでしょうか。とりわけデータヘルス計画の中にも欠けていると思われる点の一つは、これから受診に関わっての自己負担も増える傾向がある中での受診抑制の実態がどうなのかということについて、実際に調査を行った上での今回の改定なのでしょうか。

以上、第 1 回目の質問といたします。

議長（小林義直君） 関業務課長。

業務課長（関政雄君） 業務課長の関でございます。池田議員の御質問の 2 点ございました、保険料率等の改定に伴う負担増及び被保険者の実態調査の件につきましてお答えいたします。

まず今回の改定につきましては、均等割額、所得割率については据置きといたしました。が、議員御指摘のとおり、政令の改正に伴い 4 月から賦課限度額が 5 万円引き上げられます。上限額が 57 万円から 62 万円に引き上げられることにより影響を受ける被保険者の方は 2,554 人、影響額は約 1 億 2,000 万円と見込んでおります。また、その上限額 62 万円を超える被保険者数は 2,254 人、全被保険者の約 0.7% と見込んでおります。

今回の見直しは、医療給付費の伸び等により保険料負担の増加が見込まれる中、上位所得者には応分の負担を求めることにより、中間所得者層の被保険者については実質的に負担の軽減を図ることを目的としております。

続きまして 2 点目、被保険者の実態調査の件でございます。保険料の算定に当たっては、1 人当たり医療費に被保険者数を乗じて給付費を算出し、この給付費に対する国等の公費負担及び現役世代からの支援金を控除したものが保険料となります。

今回の改定に当たり、1 人当たり医療費、被保険者数、1 人当たり所得額等の伸び率を分析し、それらを勘案して料率算定作業を行いました。当広域連合における被保険者の状

況につきましては、1人当たり医療費は全国ではいまだ低い状況にあります。伸び率は全国平均と比較して高い水準にあります。先ほどの連合長の御挨拶でも申し上げましたが、平成30年度は診療報酬改定分のマイナス1.19%を加味して0.19%、平成31年度は1.38%の上昇と見込んでおります。

一方で、被保険者の所得額について、その所得の大半を占める年金所得につきましては、平成30年度の年金支給額から年金改革法に基づくマクロ経済スライドにより上がりにくい状況が続くと思われます。このような情報を収集し、保険料率の算定を行いました。以上でございます。

議長（小林義直君） 池田議員。

8番（池田国昭君） 一つ目のことはわかりました。後ほど議案第1号の審査の際にも、その上においてまた質問をしていきたいと思っております。

私は、2点目に、被保険者の実態と今回の改定が、被保険者の実態と合っているのかどうかという調査が行われたのかということについて質問したつもりです。今のこの改定に当たってのベースというか、答弁があった中身からすると、どうやら私が申し上げた、とりわけ受診抑制等の実態については調査がされていないなというふうに非常に残念に思います。

特に、年金はマクロ経済スライドで0.4%のマイナスが見込まれる、すなわち被保険者の皆さんから納めてもらうお金が結果として減るので、逆に引き上げるというふうに、確かに保険料率は据置きですけれども、軽減特例の廃止による負担増はそのままなんです。そういう点からいうと、ここで引上げというか、ここで負担を増やすことと、県民の皆さんの、とりわけ高齢者の方々の健康との関係はどうなのかということについての調査をして、データヘルス計画の中に盛り込む必要があると思っておりますが、この点についてはいかがでしょうか。

議長（小林義直君） 関業務課長。

業務課長（関政雄君） ただいまの池田議員の2回目の質問についてお答えいたします。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者の医療を国民全体で公平に支える制度として始まっております。その費用を賄うために、国等の公費負担が約5割、現役世代からの支援金が約4割、被保険者の負担分である保険料が約1割と、被保険者の負担分が低く抑えられております。また医療費の自己負担分についても、その上限額は同じ年収であっても高齢者の方が現役世代よりも低く設定されていることから、後期高齢者医療の制度設計は高齢者に配慮された制度であると考えております。

当広域連合では、市町村との意見交換会の場で現場の意見をお聞きする中で被保険者の様子などを伺っており、国に対しても低所得者層の生活実態に鑑み、生活に影響を与える保険料とならないよう要望を続けているところです。いずれにしましても、引き続き被保険者に対しては市町村とともに、更に丁寧な対応を心がけ、制度の安定運営に努めるとともに、御指摘の件でございますが、こちらもデータヘルス等、今後研究をさせていただきたいと考えております。以上でございます。

議長（小林義直君） よろしいですか。

次に、16番永原和男議員。

16番（永原和男君） 議席番号16番、永原和男でございます。

第6期の保険料についてお伺いをいたします。第5期と比較しますと、均等割額が同額、所得割率も同額としていますが、1人当たり保険料を増額するというものであります。私は昨年11月の議会で、第6期に当たり低所得の県民に対する保険料抑制の必要があると強く求めてきたところであります。そこで、広域連合としてどのような思いで保険料設定に取り組んでこられたのか、最初にお伺いをいたします。そこで、まず1人当たりの保険料が1,362円の増額となった要因について最初に伺います。

議長（小林義直君） 関業務課長。

業務課長（関政雄君） ただいまの永原議員の御質問、1人当たり保険料が1,362円の増額となった要因についてお答えいたします。

先ほどの全員協議会でも御説明申し上げましたが、保険料率につきましては、均等割額、所得割率ともに第5期と同じ割合に据え置きました。1人当たり保険料では前回の実績5万6,038円から5万7,400円と、議員御指摘のとおり年額で1,362円増額となっております。

増額の主な要因といたしましては、現在実施されております制度改正に伴う保険料の軽減特例見直しの影響によるもので、平成30年度の試算では、元被扶養者の均等割軽減は、7割から5割になったことによる影響人数が約2万人、影響額が1億6,371万円。また、所得割軽減特例が2割から本則に戻り、軽減なしとなったことによる影響人数が約4万4,000人、影響額は2億6,189万円で、合計4億2,560万円。これを1人当たりに換算いたしますと、影響額は1,226円となります。

また高齢者負担率は、第5期の10.99%から11.18%と0.19ポイント増加し、この影響を1人当たりに換算しますと120円となります。先ほどの1,226円と合計すると1,346円で、これらが1人当たり保険料額1,362円の増加の主な要因となります。

そのほかの要因といたしましては、元被扶養者が減少し、所得割が賦課される被保険者数が増加していることや、1人当たり医療費の伸び率が全国平均と比較して依然高い水準を維持していることなどが考えられます。以上でございます。

議長（小林義直君） 永原議員。

16番（永原和男君） 軽減特例の廃止の問題については、後ほどまた質問のところで触れさせていただきます。それで、今、要因の一つとして挙げられました後期高齢者の負担率です。これは10年前の制度発足時には、後期高齢者は10%ということで大きく宣伝もされ、この制度がスタートしたわけでありますが、10年を経過して、11.1%と上がってきております。これは今後の動向を見たときに、当初10%とした負担率は、上昇していく傾向にあるのではないかと思うわけですが、事務局でどのような見通しを持っているかお伺いをいたします。

議長（小林義直君） 関業務課長。

業務課長（関政雄君） ただいまの永原議員の御質問にお答えいたします。高齢者負担率につきましては、世代間の公平性を確保するというところで国でも考えてきておるところです。経済の状況等々、そういうものに影響がされると思いますので、その都度、判断をしてみたいと思います。以上でございます。

議長（小林義直君） 永原議員。

16番（永原和男君） もう少し突っ込んだ答弁を期待したのですが、そうしますと、今、一般的に人口減少社会であります。若い人たちの人口が減ってきておりますから、いわゆる

支援者の数が減ることから、これはもう必然性として後期高齢者負担率が将来とも上がっていく可能性は大だと、そういうふうに理解してよろしいでしょうか。

議長（小林義直君） 関業務課長。

業務課長（関政雄君） ただいまの御質問にお答えいたします。一様に右肩上がりで上昇していくというふうには考えておりません。以上でございます。

議長（小林義直君） 永原議員。

16番（永原和男君） 私の立場からしますと、この保険制度の持っている問題点だと思います。年々高齢者の医療費負担が上がっていく要素の一つとして、この保険率の自然増があるというふうに私は思っています。この議論につきましては、また機会があればというふうに思います。

次に、保険料率の改定をした上で、被保険者1人当たり所得の割合についての保険料比率、後期高齢者医療保険の場合どのくらいになるのか。併せて、国保、協会けんぽ、組合健保等の健康保険における割合について、どのように把握をされているのかお尋ねをいたします。

議長（小林義直君） 関業務課長。

業務課長（関政雄君） ただいまの永原議員の御質問の1人当たりの所得に占める保険料比率についてお答えいたします。厚生労働省による平成28年度の実態調査報告によると、当広域連合の所得額に占める保険料の割合は8.7%となります。全国の各保険者の状況につきましては、平成27年度の数字でございますが、市町村国保が10.0%、協会けんぽが7.6%、組合健保が5.8%という比率でございます。なお、後期高齢者では所得の算定に際し120万円の公的年金控除がありますが、現役世代にはその適用がないなど、所得の捉え方に違いがあることを御理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。以上でございます。

議長（小林義直君） 永原議員。

16番（永原和男君） 28年度の国の調査では、後期高齢者医療における被保険者の負担割合が8.7%ということでありますけれども、後期高齢者医療の被保険者である一般的な多くの県民は年金により生活をしているものであります。所得が多い方の負担割合とは異なり、限られた収入の中で、この8.7%という数字は、大変厳しい数字だというふうに思うわけであります。後期高齢者医療の制度による保険料比率が8.7%ということで、他の健康保険と比べると、私は負担の割合が占めるものが大きいということを強調して、次の質問に移ります。

次に、第6期の保険料算定をする際に、財政安定化基金交付金を9億9,000万円余としております。この交付金額の増額で保険料の抑制を図る必要が、私はあったというふうに考えておるわけでありますが、交付金を増額して保険料率を下げるということは可能でしょうか。

議長（小林義直君） 関業務課長。

業務課長（関政雄君） ただいまの永原議員の御質問の基金の取扱いについてお答えいたします。このことにつきましては、先ほどの全員協議会で御説明をいたしました。このたびの保険料率算定につきましては、軽減特例の見直しや年金所得の動向などの状況を勘案し、保険料率を第5期と同じ割合に据え置くことを念頭に、検討・協議を重ねてまいりま

した。

基金の取扱いにつきましては、高確法附則第14条の2で、県は当分の間、広域連合に対して保険料率の増加抑制を図るため、財政安定化基金を充てることができる」と規定されており、保険料額や保険料率の引下げのために投入することはできません。

今回の料率改定に際しましては、平成29年度の剰余金約23億円をまず投入し、なお保険料率を据え置くために不足する約9億9,000万円を基金から取り崩して充てることとしたものでございます。以上でございます。

議長（小林義直君） 永原議員。

16番（永原和男君） これは法律ですか。法律によって、私が今要望したような、基金を取り崩すことによって保険料率を下げるということとはできないということで、これにつきましては私も今初めてお伺いし、勉強したところでございます。

それでは、4番目に移りますが、それでは、広域連合独自に財政安定化基金を創設し、保険料の増加抑制を図ることが私は必要だというふうに思っています。国保のような財政安定化基金をイメージしてもらえばいいかなというふうに思っています。そこで、その必要性について、連合長、どのような御見解をお持ちかお伺いいたします。

議長（小林義直君） 藤原広域連合長。

広域連合長（藤原忠彦君） ただいまの永原議員の御質問の基金の創設について、私からお答えを申し上げます。現在の財政安定化基金の設置者は長野県であります。この基金は高確法第116条及び同法附則第14条の2の規定に基づき設置されたもので、保険料の収納不足や緊急的な医療給付費の増加補填、あるいは保険料の増加抑制のために設置されているため、保険料の抑制や引下げに充てることができないことになっております。

仮に、当広域連合において新たに基金を創設するためには、国による財政措置は全くないわけであります。その原資は保険料収入をもって充てるほかなく、この基金の積み増しのために、かえって保険料を引き上げてしまうということになってしまいます。したがって、保険料額の増額抑制のための基金を創設することは考えられないですし、また、今の制度の中ではできないのではないかと考えています。

議長（小林義直君） 永原議員。

16番（永原和男君） 私がお伺いをしているのは、広域連合独自での基金の創設でありまして、したがって、財源については一般会計により各自治体から拠出していただき、それをこの基金に積み立てていくという方式を、私は国保と同じようにイメージをしているわけですが、そういうことは、いわゆる法定外繰入れというような扱いになって、できないのか、あるいは可能なのか。その点について、そこにだけ絞って、事務局から答弁をお願いいたします。

議長（小林義直君） 関業務課長。

業務課長（関政雄君） ただいまの永原議員の基金の法定外繰入れの件についてお答えいたします。市町村から分担金ということでお願いをしてということになりますと、それぞれ市町村の懐具合もでございます。現状でも市町村にはかなりの負担をお願いしているところでございますので、現実的には難しい部分ではないかというふうに考えております。以上でございます。

議長（小林義直君） 永原議員。

16番（永原和男君） 事務的には現実的には難しいという話ではありますが、しかし、これはそうすると、政治的立場で考えると、こういう制度を創設していくということは可能だというふうに私は理解をいたしました。

次に、軽減特例の廃止による保険料への跳ね返りについて質問をいたします。後期高齢者医療制度では、本来、低所得者保険料軽減に加えて、9割あるいは8.5割などの軽減特例が国の予算措置で、この間、行われてきていました。長野県の対象者は15万6,000人にも及ぶというふうに、以前、この議会の場で答弁をいただいています。自治体によっては80%近い被保険者がその対象になっている例もあります。低所得者、低年金の加入者がその分、多いということでもあります。こうした措置なしには、この後期高齢者医療制度がそもそも組めないというのが現実であったというふうに思います。

政府は時間が経過したとか、他の制度との公平とか言っていますが、これは私は実態を見ない議論だというふうに思います。

特例部分がなくなるので、保険料が8.5割軽減の場合には2倍、9割軽減の場合には3倍、それから健保の被扶養者だった9割軽減の人は5倍から10倍に跳ね上がることが危惧されています。高齢者の生活にとって大変な打撃であります。扶養されている人は、僅かな年金暮らしの人を含め、後期高齢者だけの独立した保険制度には、保険料を本来徴収できない人が含まれているというふうに思います。国民皆保険制度の一環である以上、全員が加入でき、全員が給付を受けられるよう大幅軽減などの措置は当然なことではないでしょうか。

後期高齢者の年金収入の現状は平均が127万円とのこと。基礎年金額の80万円以下の方がそのうち4割を占めていると言われています。この層はほかに所得がない方が圧倒的であり、その半数は50万円以下、月々5万円に満たない年金で暮らしています。このようなぎりぎりの人を含めて、低年金の高齢者に負担増を押しつけることは、私はできない、許されないというふうに思っています。

そこで、軽減特例の廃止による保険料への跳ね返りについて、具体的に伺っていきたいと思います。まず、軽減特例の廃止による影響人数とその額について、お答えをいただきたいと思います。

議長（小林義直君） 関業務課長。

業務課長（関政雄君） 永原議員の御質問の軽減特例の廃止による保険料への影響についてお答えいたします。軽減特例の見直しによる影響につきましては、議案説明資料付録にお示ししてありますが、詳細に申し上げますと、均等割特例軽減は、変更となる元被扶養者の方は平成30年度で2万12人、影響額は1億6,371万8,172円であり、所得割特例軽減分では該当者4万4,152人で、影響額は2億6,189万434円となり、合わせて6万4,164人の被保険者で4億2,560万8,606円の影響があると試算しております。以上でございます。

議長（小林義直君） 永原議員。

16番（永原和男君） 第6期における軽減特例の跳ね上がりについて今教えていただきました。それで、安倍政権は、更に予算で措置してある部分の軽減措置を廃止しようという方針の中でいるわけであります。その資料を見ますと、今回影響を受けている年金収入層は、月当たり年金額が14万円の層、あるいは、14万円から17万5,800円余の層が増額になってきています。この表を見ると、影響の出ていない方も出ております。これらの方も今の政

府の方針では順次見直しという名の下に軽減をされてくるのかどうか。その点について伺いたいと思います。

議長（小林義直君） 関業務課長。

業務課長（関政雄君） ただいまの永原議員の御質問にお答えいたします。現状では国のほうの通知等、これ以上の動きは示されておりませんので、現状のままと考えております。以上でございます。

議長（小林義直君） 永原議員。

16番（永原和男君） 事務局の見解としては現状のままであろうということによろしいのでしょうか。今後の国の動向は正確に把握できないと。したがって、現状のままであろうというふうに認識しているというふうに捉えておられるのか、もう一度お願いしたいと思います。

議長（小林義直君） 関業務課長。

業務課長（関政雄君） 永原議員の御質問にお答えいたします。事務局といたしましては、現状の情報が全てと判断しておりますので、それ以上の動きについては今後の国の動向を見ていきたいと考えております。以上でございます。

議長（小林義直君） 永原議員。

16番（永原和男君） このことに関しては、時間がありますので最後にもう一度触れたいというふうに思いますが、次に、軽減特例の廃止による被保険者と、とりわけ被保険者は保険料負担が重くなるわけでありますから、これは大変だということになるわけでありますが、とりわけ運営の市町村への影響について、どのような御見解を持っているか伺いたいと思います。

私が心配するところは、所得が少ないと言われる層の方の未納が増えるのではないかと。各市町村がお持ちの、この会計での不納欠損額が増えるのではないかと。それゆえに市町村の負担が増えるのではないかとということをお慮するわけでありますが、広域連合としてはどのような見解をお持ちでしょうか。

議長（小林義直君） 関業務課長。

業務課長（関政雄君） 永原議員の御質問の軽減特例の廃止による被保険者と市町村への影響についてお答えいたします。軽減特例の見直しによる影響につきましては、議案説明資料付録に所得階層別の影響額をお示ししてございます。平成30年度に増額となる金額は、個々の所得額に応じて1人当たり年額で2,500円から9,600円でございます。また、運営市町村への影響につきましては、今年度の収納状況等に特段の変化は見受けられませんが、今後も引き続き納付が困難な方々に対しましては、市町村とともに納付相談を行うなど、できるだけ丁寧な対応に心掛けてまいります。以上でございます。

議長（小林義直君） 永原議員。

16番（永原和男君） 広域連合と市町村とが丁寧な事務連絡をするということではありますが、所得の少ない層の方から見ると、その丁寧なということが保険料の徴収に対する強化につながるのではないかと、今、考えていました。本当に軽減特例の廃止は、所得が少ないと言われている被保険者の方と構成している自治体に大きな影響を及ぼしてくるということを懸念するわけであります。

最後になりますが、この間、軽減特例の廃止、保険料の大幅引上げに反対する決議が自

治体や広域連合からも国に上がっています。当広域連合としても、2年前のこの2月議会
で国に対しその意見書を出してきたところであります。全国の後期高齢者医療広域連合協
議会は、被保険者の保険料負担を抑えたいという思いで、多くの広域連合から要望書が上
がってきたと新聞で述べています。この中には長野県の意見書も入っているのだろうとい
うふうに思います。私は当広域連合としても、広く県民世論を正面から受けとめて、各自
治体と共同して保険料負担の抑制に取り組むことを強く求めて、今質問をこれで終わります。

議長（小林義直君） 永原議員の質問は終わりました。

以上で一般質問は全て終了いたしました。

◎ 議案第1号、上程、提出者説明、質疑、討論、採決

議長（小林義直君） それでは、議事に入ります。議案第1号 長野県後期高齢者医療広域
連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

関業務課長。

業務課長（関政雄君） それでは、議案第1号 長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者
医療に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

これは、高齢者の医療の確保に関する法律第104条の規定に基づき、平成30年度及び31
年度の保険料率を定めるなど所要の改正を行うものでございます。

内容といたしましては、平成30年度・31年度の保険料率について、所得割率を0.0830、
被保険者均等割額を4万907円と定めるとともに、同法施行令が一部改正され、本年4月
1日から施行されることに伴い、保険料の賦課限度額を62万円に引き上げます。また、被
保険者均等割額の軽減判定所得について、5割軽減の基準額を27万円から27万5,000円に、
2割軽減の基準額を49万円から50万円に引き上げて、軽減対象者の拡充を図るものでござ
います。

国保住所地特例者の引継ぎにつきましては、平成30年4月以降、国保住所地特例者が後
期高齢者医療の被保険者となった場合、引き続き住所地特例地の市町村の属する広域連合
の被保険者となることに伴い、市町村が保険料を徴収すべき被保険者に当該住所地特例者
を追加するものです。

そのほか条文の整備を行うものです。

以上、条例の議案の説明を申し上げます。よろしく御審議の上、御決定くださいます
ようお願い申し上げます。

議長（小林義直君） 以上で説明を終わります。

これより本件に対する質疑、討論、採決を行います。

質疑に入ります。

池田議員。

8番（池田国昭君） それでは、議案第1号について質疑を申し上げます。今回の改正の内
容で、先ほども説明がございましたが、5割軽減と2割軽減の対象者の枠が広がるという
ことですが、実際に、この対象枠を拡大することによる結果、どのくらいの方が、
金銭的にはどのくらい軽減になるのか教えていただきたいと思います。

議長（小林義直君） 関業務課長。

業務課長（関政雄君） ただいまの池田議員の御質問にお答えいたします。軽減拡充による影響でございますが、5割軽減の拡充につきましては、該当者で815人、影響額で1,000万1,680円、2割軽減の拡充の影響につきましては、該当者数1,307人、影響額が1,069万3,874円、合計で2,122人、2,069万5,554円の影響でございます。以上でございます。

議長（小林義直君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林義直君） それでは、進行させていただきます。質疑を終結し、討論に入ります。討論はございますか。

池田議員。

8番（池田国昭君） 議案第1号に関する反対討論を行いたいと思います。今回の議案第1号は、端的に言って、後期高齢者の医療保険負担を5期と比べて増やすものということが、一般質問と先ほどの質疑の中で明らかになりました。なぜか。確かに所得割と均等割は据置きですけども、上限額の引上げで比較的收入がある高齢者の方はこの負担が増えます。後期高齢者医療制度の中で、いわば後期高齢者間の、全体として、その方々の構成メンバーに負担を増やすということが、この点では言えると思います。

更に大事な点は、一人一人の後期高齢者の皆さんにとっても、実際には負担は増えないのかということについて申し上げたいと思います。まず、この条例の中で、5割・2割軽減の対象者を増やすという内容になっておりますけれども、先ほどの質問に対する答弁の中で、その金額は両方合わせて2,000万円程度、2,000万円強ということが明らかになりました。一方で、先ほど永原議員の質問の答弁にもありましたけれども、この軽減特例の廃止による影響額は4億2,560万円です。

確かにこの議案第1号には、軽減特例の廃止に関しての項目はありませんけれども、実際には高齢者間の負担も、それから一人一人の高齢者を個別に見た場合でも、やはり負担が増える。確かに軽減になる方がいらっしゃるかもしれませんが、ほとんどの方が負担増になるというのが今回の議案第1号による第6期の計画の中身です。

しかも、この負担増は最小限というふうに言われましたけれども、私は決してそんなことはないというふうに思います。この軽減特例廃止について申し上げれば、後期高齢者の年金収入の現状は平均が127万円であると、先ほど永原議員からも紹介がありましたが、その中で80万円以下の方が約4割を占めている。こうした方々は年金以外にほとんど所得がないという方が圧倒的で、その半数近くは年間50万円以下で、月額にすれば5万円にも満たないような形で生活をし、自分の健康も維持しなければならないという状況です。

こうしたぎりぎりの人を含めて、低所得者・低年金の高齢者にこうした負担増を、軽減特例の廃止によって強いることがいいのかどうかということが問われていると思います。実際にこの間の試算というか計算の中で、年齢によって一人一人を見た場合に、場合によっては、今までと比べて3倍から10倍の負担が増えるという方が出てくるわけです。

そもそも、この軽減特例制度というのは、後期高齢者医療制度の高齢者をいわば独立保険に切り離して、囲い込みをして、その中で、高齢者間で全て負担し合えという中身になっています。結果として保険料の際限のない引上げを押しつける中身です。先ほど、今後そういうことはないかのような答弁がございましたが、決してそんなことはありません。

保険料の値上げを我慢するか、ないしは自分が受ける医療を縮小するか、我慢するか、この選択に追い込んでいく制度が、この後期高齢者医療制度であり、でも、発足時に余りにも負担が大きくなるということで、世論に押されて持ち込んできたこの軽減特例、これをいよいよ段階的に廃止をしていくということになります。

厚生労働省のこの間の発言を御紹介したいと思います。老人医療企画室室長の補佐が、2008年1月18日に石川県でこのように述べたそうです。「医療費が際限なく上がり続ける痛みを高齢者が自分の感覚で感じ取っていただくことが重要だ。」と。また、高齢者医療課長が2013年12月にはこのように述べています。更に露骨です。「これからは高齢者にどんどん負担を求める時代だ。先の短い高齢者に基金を取り崩して保険料を下げるような優遇はすべきではない。」と言って、いわば今回の軽減特例の廃止は、そうした本来のこの後期高齢者医療制度の狙いをむき出しにするものです。別の言葉で言えば、負担に関しては、文字どおり小さく産んで大きく育てるというのが今回のこの後期高齢者医療制度そのものです。

私は上限額の引上げによる比較的收入が多いと言われる方々の負担増で賄うものではなく、また、今回も据置きならいいというだけにとどまらずに、実際に高齢者一人一人の方々の負担軽減を図ることが、高齢者の方が安心して健康で老後を送れる、病気になっても我慢することなく医療を受けられる、そういう制度として必要だと思います。

全日本民医連という組織がございしますが、昨年3月22日に発表した、先ほど私が申し上げました受診抑制の結果、命を失ってしまった人の実態についての報告がありました。受診が遅れ、結局、行ったらもう重篤で間に合わなかった、亡くなってしまったという事例が、2015年、63人いたと。そのうちの4人の方が後期高齢者だったという報告が出ております。これはまさに氷山の一角だと。実際には見えない、受診抑制を、見えないこの実態というのが余儀なくされているというのは、もう現実かと思います。

それで、先ほど私が質問の中で、実際の後期高齢者県民一人一人に光を当てて、その実態に即した施策が必要と、その前提として実態調査を求めましたが、残念ながら研究ということにとどまりました。

最後に、今申し上げたことも含めて、今本当に先ほど来、0.4%の年金のマクロ経済スライドで収入は減り、一方で負担は増やす。更に重大なことは実際の給付費も減らされると。もうトリプルパンチと言われても仕方がないような状況の中で、私はこの後期高齢者医療制度、10年を迎える中で、やはり廃止をする必要があるということも同時に申し上げながら、この議案第1号については反対をしたいということを申し上げて、私の討論いたします。以上です。

議長（小林義直君） ほかに討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林義直君） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔多 数 挙 手〕

議長（小林義直君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林義直君） 次に、議案第2号 長野県後期高齢者医療広域連合債権管理条例を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

関業務課長。

業務課長（関政雄君） 議案第2号 長野県後期高齢者医療広域連合債権管理条例について御説明申し上げます。

これは、会計検査院による国保保険者等に係る改善処置要求を受け、平成29年6月、国から第三者行為直接求償事務に係る対応方針についてが示されました。これに従い、広域連合の第三者行為に係る求償事務の取組強化を始め、債権管理全般にわたる事務処理の適正化に必要な事項を定めるため、債権管理条例を制定するものでございます。

内容といたしましては、用語の定義として、金銭の給付を目的とする広域連合の権利を広域連合の債権とするとともに、第三者行為損害賠償求償に係る納付金等を広域連合の私債権等と定義します。

また、広域連合の債権を適正に管理するため、電磁的記録を含む台帳の整備を義務付けることや、地方自治法施行令の規定に基づく督促、強制執行等、履行期限の繰上げ、債権の申出等、徴収停止及び履行延期の特約等の取扱いについて、広域連合の債権に即して定めます。

さらに、債務者が生活困窮・破産等無資力の状態にある場合又は債務者の失踪、行方不明若しくは死亡による相続放棄等の事由に該当する場合で、債権回収の手段を尽くしてもなお完納となる見込みのないと認められるときは、債権を放棄することができると定めます。債権を放棄したときは、議会報告を行うことも定めるものでございます。

以上、条例の議案の説明を申し上げます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（小林義直君） 以上で説明を終わります。

これより本件に対する質疑、討論、採決を行います。

質疑に入ります。

上條議員。

9番（上條俊道君） 12条の2項についてお伺いいたします。先ほど御説明あったとおり、債権放棄した場合には議会へ報告するという旨が規定されておりますが、どこからどこまでの分をいつの議会で報告するのか。また、その報告に関して、どのような規定で分類をされているのか。そのような決めるは現在のところあるのかないのか教えてください。

議長（小林義直君） 関業務課長。

業務課長（関政雄君） ただいまの上條議員の御質問にお答えいたします。ただいま本条例の規則等を定めております。その規則等に従いまして、議会への報告の事項等々、定めるところでございますので、それに従いまして御報告申し上げたいと思います。よろしくお願いします。

議長（小林義直君） 上條議員。

9番（上條俊道君） 施行が30年の4月1日というふうになっております。確認したいのは、要するに来年度、30年度の予算の中にこのことが入ってくるかどうか。それを確認しなかったのですが、30年度は、このいわゆる債権放棄になった場合に関しては報告があるの

かないのか。どういう日程になっているか教えてください。

議長（小林義直君） 関業務課長。

業務課長（関政雄君） ただいまの上條議員の御質問にお答えいたします。30年4月1日施行ということになりますので、31年3月末までに適用のあったものにつきまして、翌年度の議会で報告申し上げます。以上でございます。

議長（小林義直君） よろしいですか。ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林義直君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林義直君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔全 員 挙 手〕

議長（小林義直君） 全員賛成と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第3号、上程、提出者説明、質疑、討論、採決

議長（小林義直君） 次に、議案第3号 平成30年度長野県後期高齢者医療広域連合一般会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

吉岡事務局長。

事務局長（吉岡広幸君） 議案第3号 平成30年度長野県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について御説明申し上げます。一般会計予算の1ページをお開きください。

第1条、予算総額は歳入歳出それぞれ9億4,844万円と定め、第2条、一時借入れの最高額は8,000万円と定めるものでございます。

2ページの第1表、歳入歳出予算をお開きいただき、歳入を御覧ください。計上しています額は次のとおりです。なお、詳細につきましては、後ほど一般会計予算説明書の該当ページで御説明申し上げます。

1款分担金及び負担金は9億3,032万2,000円、2款国庫支出金は311万6,000円、3款繰越金は1,500万円、4款諸収入は2,000円でございます。

続いて、3ページの歳出を御覧ください。1款議会費は78万9,000円、2款総務費は3億485万9,000円、3款民生費は6億3,764万2,000円、4款公債費は15万円、5款予備費は500万円でございます。

続きまして、歳入予算の明細を御説明申し上げます。黄色い中表紙の一般会計予算説明書8ページ、9ページの歳入を御覧ください。

1款分担金及び負担金は9億3,032万2,000円で、広域連合を構成する77市町村の事務費負担金を計上しております。

2款国庫支出金は311万6,000円で、長寿・健康増進事業費補助金及び特別調整交付金でございます。

3款繰越金は1,500万円で、前年度からの繰越金でございます。

4款諸収入は2,000円を計上しております。

引き続き、歳出予算の明細を御説明申し上げます。10ページ、11ページをお開きくださ

い。

1 款 1 項 1 目議会費は78万9,000円で、議会運営に係る 1 節議員報酬、9 節費用弁償のほか必要な経費を計上しております。

2 款 1 項 1 目一般管理費は3億457万円で、1 節嘱託職員報酬、3 節時間外勤務手当、12ページにまいりまして、14節事務室賃借料、19節派遣職員給与費等負担金が主なものでございます。

2 目公平委員会費は4万8,000円で、委員報酬及び費用弁償を計上しております。

2 項 1 目選挙管理委員会費は6万1,000円で、委員報酬、費用弁償等を計上しております。

14ページにまいりまして、3 項 1 目監査委員費は18万円で、委員報酬、費用弁償等を計上しております。

3 款 1 項 1 目老人福祉費は6億3,764万2,000円で、28節特別会計繰出金の事務費分でございます。

4 款 1 項 1 目利子は15万円で、一時借入金を借り入れた場合の支払利子を計上しております。

5 款 1 項 1 目予備費は500万円でございます。

続きまして、16ページをお開きください。給与費明細書を御説明申し上げます。

特別職は計67人分、1,490万9,000円を計上しております。

17ページは一般職25人を対象に時間外勤務手当540万円を計上しております。

続きまして、18ページから21ページを御覧いただきたいと思います。市町村負担金一覧表でございます。表にございますように、均等割10%、人口割45%、高齢者人口割45%で、各市町村の負担金額を算出した表でございます。

以上、一般会計予算の議案の説明を申し上げます。御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（小林義直君） 以上で説明を終わります。

これより本件に対する質疑、討論、採決を行います。

質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林義直君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林義直君） 討論なしと認めます。

討論を終結し、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔全 員 起 立〕

議長（小林義直君） 全員賛成と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第4号、上程、理事者説明、質疑、討論、採決

議長（小林義直君） 次に、議案第4号 平成30年度長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

吉岡事務局長。

事務局長（吉岡広幸君） 議案第4号 平成30年度長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

特別会計予算の1ページを御覧ください。第1条、予算総額は歳入歳出それぞれ2,711億9,572万8,000円と定め、第2条、一時借入金借入れの最高額は100億円と定め、第3条、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合に、同一款内で各項の間の経費の金額を流用することができるものとします。

2ページの第1表、歳入歳出予算をお開きいただき、歳入を御覧ください。計上しております額は次のとおりです。なお、詳細につきましては後ほど特別会計予算説明書の該当ページで御説明申し上げます。

1款市町村支出金は465億8,871万6,000円、2款国庫支出金は894億4,693万2,000円、3款県支出金は225億4,039万5,000円、4款支払基金交付金は1,089億1,675万5,000円、5款特別高額医療費共同事業交付金は6,337万3,000円、6款繰入金は6億3,764万2,000円、7款繰越金は30億円、8款諸収入は191万5,000円でございます。

続いて、3ページの歳出を御覧ください。1款総務費は6億6,710万3,000円、2款保険給付費は2,681億260万9,000円、3款県財政安定化基金拠出金はゼロ円、4款特別高額医療費共同事業拠出金は8,015万7,000円、5款保健事業費は7億2,619万5,000円、6款公債費は934万3,000円、7款諸支出金は2,314万1,000円、8款予備費は15億8,718万円でございます。

続きまして、歳入予算の明細を御説明いたします。黄色い中表紙の特別会計予算説明書8ページ、9ページの歳入を御覧ください。

1款市町村支出金は465億8,871万6,000円で、療養給付費等に充てるための保険料、保険基盤安定分及び療養給付費負担金でございます。

2款国庫支出金は894億4,693万2,000円で、1項国庫負担金は療養給付費及び高額医療費に係る負担金651億3,041万6,000円並びに2項国庫補助金は1目調整交付金から5目円滑運営臨時特例交付金までの243億1,651万6,000円でございます。

3款県支出金は225億4,039万5,000円で、1項県負担金は療養給付費及び高額医療費に係る負担金225億4,039万4,000円、並びに2項県補助金は県財政安定化基金交付金で、科目存置の1,000円を計上いたしました。

4款支払基金交付金は1,089億1,675万5,000円で、療養給付費に係る現役世代からの支援金でございます。

5款特別高額医療費共同事業交付金は6,337万3,000円で、特に高額な医療費について財政調整のため交付されるものでございます。

10ページ、11ページにまいりまして、6款繰入金は6億3,764万2,000円で、一般会計からの繰入金であり、事務費に充てる財源として計上しております。

7款繰越金は30億円を計上しております。

8款諸収入は191万5,000円で、1項延滞金、加算金及び過料1,000円、2項預金利子190万円、並びに3項雑入として1万4,000円を見込んでおります。

引き続き、歳出予算の明細を御説明申し上げます。12ページ、13ページをお開きくださ

い。

1 款 1 項 1 目一般管理費は 6 億 6,710 万 3,000 円で、後期高齢者医療制度を運営するための事務経費を計上しております。主なものは、備考欄にございますように、12 節通信運搬費、13 節被保険者証等作成委託料、電算処理システム運用委託料、国保連合会業務委託料及び電算処理システム構築業務委託料、14 節電算処理システム機器賃借料、19 節国保連合会負担金でございます。

2 款保険給付費は 2,681 億 260 万 9,000 円で、1 項療養諸費は 1 目療養給付費から 4 目審査支払手数料までの 2,649 億 1,715 万 9,000 円、2 項高額療養諸費は 21 億 6,500 万円で、14 ページ、15 ページにまいりまして、1 目高額療養費及び 2 目高額介護合算療養費を計上しております。

3 項 1 目葬祭費は 10 億 2,045 万円を計上しております。

3 款 1 項 1 目県財政安定化基金拠出金は、先ほど議会全員協議会で御説明申し上げましたとおり、基金への拠出を一時停止することにより、ゼロ円でございます。

4 款 1 項 1 目特別高額医療費共同事業拠出金は 7,997 万 9,000 円で、1 件 400 万円を超えるレセプトの 200 万円を超える部分について、全国の広域連合で拠出して財政調整するものでございます。

2 目特別高額医療費共同事業事務費拠出金は 17 万 8,000 円で、当該事務費に係る拠出金でございます。

5 款 1 項 1 目健康診査費は 5 億 9,842 万 2,000 円で、市町村が実施します健診事業に対する補助金及び歯科健診に対する委託料等の経費を計上しております。

2 目その他健康保持増進費は 1 億 274 万 4,000 円で、16 ページ、17 ページをお開きいただきまして、市町村が実施する人間ドック助成や健康教室、健康相談等の長寿・健康増進事業交付金のほか、保健事業実施計画に係る意見交換会等、市町村との連携事業費を計上しております。

2 項 1 目医療費適正化推進事業費は 2,502 万 9,000 円で、重複・頻回受診者等訪問指導業務委託料及びフレイル予防等訪問指導事業委託料を計上しております。

6 款 1 項 1 目利子は 934 万 3,000 円で、一時借入金を借り入れた場合の支払利子を計上しております。

7 款 1 項 1 目保険料還付金は 2,200 万円で、過誤納金を還付する場合の償還金でございます。

2 目還付加算金は 110 万円で、還付に期間を要した場合の加算金を計上しております。

3 目償還金は 4 万 1,000 円で、一部負担金の負担相違に係る差額返納金を計上しております。

8 款 1 項 1 目予備費は 15 億 8,718 万円を計上いたしました。

続きまして、18 ページ、19 ページをお開きください。市町村負担金一覧表でございます。

療養給付費負担金及び保険料等負担金は、いずれも療養給付費等に充てるためのものでございます。療養給付費負担金は、各市町村の被保険者の療養費のうち、現役並み所得者の給付費を除いた一般被保険者の給付費の 12 分の 1 に相当する額でございます。

保険料等負担金は、各市町村の被保険者から徴収する保険料（B）と低所得者等の保険料軽減賦課に係る保険基盤安定分（C）の合計額でございます。77 市町村の負担金額は記

載のとおりでございます。

以上、特別会計予算の議案の説明を申し上げました。御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（小林義直君） 以上で説明を終わります。

これより本件に対する質疑、討論、採決を行います。

質疑に入ります。

上條議員。

9 番（上條俊道君） 2点お願いします。10ページの雑入、第三者納付金ですが、先ほどの2号議案と関連しますが、いわゆる適正化を求めて先ほど条例を可決したわけですが、今回こちらの第三者納付金は2,000円ですよね。これは多分目出しだと思いますが、今日配付されました28年度後期高齢者医療事業年報の28年度決算で見ますと、第三者納付金が3億ちょっと入っています。やってみないとわからないという部分もあると思いますが、ある程度、適正を会計検査院から指摘されたということは、少なくとも過去数年ほどの平均値をこちらに予算として計上すべき必要があるかないか。その辺の判断を教えてください。

議長（小林義直君） 吉岡事務局長。

事務局長（吉岡広幸君） お答えします。第三者納付金というのは、先ほど来説明しておりますけれども、交通事故等の加害者から入ってくる額ということですから、確かに経緯を見ると一定の方向で増えてはきておりますけれども、ただ、なかなか見込める部分がないということがございます。そういった中で、当初は同額を入れておいた上、その点については、決算の段階で明らかにするというスタイルを今までも採っておりますので、今回もそれを踏襲させていただいたということで御理解いただきたいと思います。

議長（小林義直君） 上條議員。

9 番（上條俊道君） そうすると、先ほどの条例に関係なく今後も同じ方向でいくという解釈でよろしいですか。

議長（小林義直君） 吉岡事務局長。

事務局長（吉岡広幸君） お答えします。議員おっしゃるとおりでございます。

議長（小林義直君） 上條議員。

9 番（上條俊道君） もう1点お願いします。同じく、今度は歳出のほうのところで、実際に諸支出金になるのか、どこになるのか、いわゆる先ほど3月31日まで不納欠損処理したものにしましては計上しないというお話を伺っているのですが、要するに来年度の予算の中では特別損失は出してこないから不納欠損処理はしないという解釈でいいですか。

議長（小林義直君） 吉岡事務局長。

事務局長（吉岡広幸君） お答えします。今、議員おっしゃったとおりでございます。

議長（小林義直君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林義直君） それでは、討論に入ります。討論はございませんか。

永原議員。

16 番（永原和男君） 反対の討論です。第6期の初年度の特別会計予算であります。第6期において、保険料の据置きに努力されたことに関しては評価をしたいというふうに思いま

す。しかし、国の施策とはいえ、軽減特例の見直しによる保険料の跳ね上がりは、被保険者県民の立場からすると保険料の値上げであります。よって、本特別会計予算案に反対するものであります。

議長（小林義直君） ほかに討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林義直君） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔多 数 起 立〕

議長（小林義直君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林義直君） 以上をもちまして、本定例会に提出されました案件の審議は全て終了いたしました。

ここで定例会の閉会に当たり、藤原広域連合長から挨拶がございます。

藤原広域連合長。

広域連合長（藤原忠彦君） 2月定例会の閉会に当たりまして、御礼の御挨拶を申し上げます。

本日提出いたしました案件につきまして、原案どおり御決定をいただき、誠にありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

本日決定いただきました新保険料率につきましては、被保険者の皆様の御理解を得られるよう十分周知を図り、円滑な事業運営に努めてまいります。また、保健事業につきましても、第2期データヘルス計画に基づいて市町村の皆様と連携しながら、積極的に事業の効率的・効果的な推進を図ってまいり所存であります。

暦の上では、本日は氷が溶けて水になる頃で、昔から農耕の準備を始める目安とされてきました「雨水」だそうです。少しずつ春の訪れをそこかしこに感じられる季節が巡ってまいります。

各市町村におかれましては、予算議会が控えておりますので、議員の皆様には、健康に十分御留意をいただきまして、ますますの御活躍を祈念申し上げまして、閉会の御挨拶といたします。どうもありがとうございました。

議長（小林義直君） 以上をもちまして、平成30年2月長野県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後 3時33分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 小林 義直

署名議員 牛越 徹

署名議員 北村 利幸